〇美郷町条件付き一般競争入札実施要綱

平成21年３月25日告示第21号

改正

平成21年４月20日訓令第28号
平成24年４月１日訓令第27号
平成27年３月31日告示第29号

美郷町条件付き一般競争入札実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、美郷町が発注する建設工事について条件付き一般競争入札を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第２条　条件付き一般競争入札の適用工事は、設計額が500万円以上の秋田県建設業者等級格付のある工種とする。ただし、設計額が500万円を下回る工事または等級格付のない工種であっても、町長が特に必要と認める場合にあっては、条件付き一般競争入札を適用することができる。

２　町長は、前項の適用対象工事が災害その他の理由により緊急を要する工事その他特殊な工事であって条件付き一般競争入札によりがたいと認められる場合は、前項の規定にかかわらず指名競争入札によることができる。

（入札の公告）

第３条　条件付き一般競争入札の公告は、町掲示板及び町ホームページにおいて掲示することにより行う。ただし、電子入札（町が行う入札に関する事務を電子情報処理組織によって処理する情報処理システムによる入札をいう。以下同じ。）により執行する場合にあっては、秋田県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）の入札情報サービスにおいて掲示することにより行う。

（入札参加の資格）

第４条　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の規定により、入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を、次

のとおり定めることができる。
（１）　地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しない者であること。
（２）　当該工事に対応する工種について、本町に入札参加資格審査申請書（指名願）を提出し、受理されていること。
（３）　秋田県建設業者等級格付名簿において、当該工事に対応する等級に登載されていること。
（４）　当該工事に対応する工種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第３条の規定による建設業の許可を受けていること。
（５）　当該工事に対応する工種について、請負契約を締結する日の１年７月前の日の直後の事業年度終了の日以降に建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けていること。
（６）　入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、美郷町建設工事等入札参加者指名停止基準（平成20年訓令第15号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
（７）　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

２　町長が必要があると認めるときは、前項各号に定めるもののほか、入札参加資格として次の事項に係る要件を定めることができる。
（１）　建設業法第３条に規定する営業所の所在地
（２）　当該工事に対応する工種に係る建設業法第３条の規定による特定建設業の許可
（３）　当該工事と同種の工事の施工実績
（４）　当該工事における配置予定技術者の資格及び工事経歴
（５）　その他当該工事に関して必要と認められる事項

３　特定建設工事共同企業体の入札参加資格については、前２項の規定に準じて構成員の要件を定めるとともに、美郷町建設工事に係る共同企業体工事請負実施要綱（平成16年訓令第38号。以下「ＪＶ実施要綱」

という。）に基づき構成員数、出資比率等結成要件を定めるものとする。

（入札参加資格の決定）

第５条　工事ごとに定める前条の入札参加資格は、入札資格審査会の審議を経て決定する。

（設計図書等の閲覧等）

第６条　公告により指定した期間中、指定された場所（電子入札システムの入札情報サービスにおいて掲示する場合も含む。）において、入札参加者等の申請に応じ、対象工事の仕様書、図面及び金額を記載しない内訳書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧及び貸出を行うものとする。ただし、閲覧及び貸出に適しないものについては、入札資格審査会の審議を経て決定するものとする。

２　閲覧及び貸出を行う設計図書等は、入札参加者等の見積りに支障が生じないよう業者数、見積期間等を勘案し、所要の部数を確保するものとする。

３　設計図書等に対する質問及び回答は、文書により行うものとし、質問の受付及び回答の期限を公告において明らかにするものとする。ただし、電子入札により執行する場合にあっては、電子入札システムにより行うものとする。

４　現場説明会は、原則として行わない。

（入札参加資格の確認申請）

第７条　町長は、入札参加者が入札参加資格を有することを確認するため、入札に参加しようとする者に対し、美郷町財務規則（平成16年美郷町規則第42号）第102条第１項に規定する競争入札参加願に替えて、次に掲げる書類（（２）から（６）までの書類については公告において提出を求めた場合に限る。以下「確認申請書等」という。）を入札前の所定の期限までに提出させるものとする。

（１）　競争入札参加資格確認申請書（様式第１号）

（２）　建設業許可通知書の写し

（３）　直近の経営規模等評価結果通知書の写し

（４）　同種工事の施工実績（様式第２号）及びその添付書類
（５）　配置予定技術者の資格・工事経歴等（様式第３号）及びその添付書類
（６）　その他町長が特に必要と認める資料
２　前項の確認申請書等は、持参により提出させるものとする。
３　前２項の規定にかかわらず、電子入札の場合にあっては、町長は、指定した日時までに電子入札システムにより確認申請書等を提出させるものとする。ただし、入札執行者の承諾を得て又は入札執行者の指示により書面で提出する場合は、前２項に定めるところによる。
４　特定建設工事共同企業体に発注する工事にあっては、第１項の確認申請書等のほか、美郷町建設工事共同企業体制度実施要綱（平成25年訓令第５号）に定める共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書及び建設工事共同企業体協定書等を提出させるものとする。
５　確認申請書等を既に提出した者が、確認申請書等の提出から落札決定までの間において、入札参加資格における要件のいずれかを満たさないこととなったときは、開札前にあっては入札辞退届を提出させ、開札後にあってはその旨を速やかに報告させるものとする。

（見積内訳明細書の提出）

第８条　入札書の提出に当たっては、見積内訳明細書を併せて提出させるものとする。
２　見積内訳明細書の提出方法については、入札書の提出方法に準ずるものとする。

（入札の執行）

第９条　入札書は持参により提出させるものとする。入札書を持参し提出した者については、開札に立ち会わせるものとする。
２　前項の規定にかかわらず、電子入札の場合にあっては、町長は入札参加者に対しは、指定した日時までに電子入札システムにより入札書を提出させるものとする。ただし、入札執行者の承諾を得て又は入札執行者の指示により書面で提出する場合は、前項に定めるところによる。

３　電子入札の場合にあっては、入札書の提出期間は原則として３日以上とする。また、期間の設定に当たっては、公告の日から入札書の提出期間の末日までの間において、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第６条第１項に定める見積期間が確保されるような日程とするものとする。

４　入札参加者が１者であった場合は、入札を取り止めるものとする。ただし、入札執行後、無効の入札等により入札参加者が１者となった場合はこの限りでない。

（入札の無効）

第10条　次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

（１）　入札参加資格がないことが確認された者のした入札

（２）　開札日から落札決定の日までの間において、入札参加資格要件を満たさないこととなったことが確認された者のした入札

（３）　同一の入札について２以上の入札をした者の入札

（４）　同一の入札について２人以上の入札者の代理人となった者の入札

（５）　談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

（６）　入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札

（７）　委任状を持参しない代理人のした入札

（８）　記名押印を欠く入札（電子入札システムによる場合にあっては、電子証明書を取得していない者のした入札）

（９）　入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかったもののした入札

（10）　上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

（落札者の決定方法）

第11条　予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち入札価格が最も低い者を落札候補者とする。この場合において、該当する者が２者以上であるときは、くじの方法（電子入札システムによる抽選を含む。）

により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。
２　入札執行者は、落札候補者の決定後、当該落札候補者の入札参加資格についてあらかじめ提出された確認申請書等の確認を行い、入札参加資格の有無を決定する。
３　前項において落札候補者が入札参加資格を有することと決定されたときは、町長は、次のいずれかに該当する場合を除き、当該落札候補者を落札者として決定する。
（１）　落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき
（２）　落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるとき
４　第２項において落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定された場合であって次条に定める手続を経て当該決定が確定したとき又は前項各号のいずれかに該当するときは、契約担当者は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち入札価格が当該落札候補者の次に低い者（該当する者が２者以上である場合は第１項後段の方法により決定された最上位者。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。）を落札候補者とし、前２項の確認等を行うものとする。
５　落札者が決定するまで、前３項の手続を繰り返すものとする。
（入札参加資格を有しないことと決定された者への通知等）
第12条　前条第２項において落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定されたときは、町長は、当該落札候補者に対し、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書（様式第４号）を速やかに通知する。
２　前項の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して２日（休日を含まない。）以内に町長に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができるものとし、町長は公告及び前項の通知においてその旨を教示するものとする。
３　前項の期限内に説明請求があったときは、町長は、速やかに入札参

加資格の再確認を行い、入札資格審査会の審議を経て、請求者に対して請求を受理した日の翌日から起算して３日（休日を含まない。）以内に書面により回答するものとする。

４　前項の審議の結果、請求者が入札参加資格を有するものとされた場合にあっては、当該回答において第１項の決定を取り消す旨を明らかにするものとする。

５　第２項の期限までに説明請求がなかったとき又は第３項の審議の結果、請求者が入札参加資格を有しないこととされたときは、前条第２項の決定は確定するものとする。

（落札決定後の入札無効）

第13条　落札者が他の工事の入札において先に落札者となったことにより確認申請書等に記載した配置予定技術者を当該工事に配置することができなくなったときは、当該落札者の入札は無効とみなすものとする。

２　前項によるほか、落札決定から契約締結までの間において、落札者が入札参加資格における要件のいずれかを満たさないこととなったときは、町長は、当該落札者と契約を締結しないことができるものとする。

（その他）

第14条　この要綱に定めのない事項及びこれによりがたい事項については、必要に応じ、そのつど定めるものとする。

附　則

この告示は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成21年４月20日訓令第28号）

この訓令は、平成21年４月20日から施行する。

附　則（平成24年４月１日訓令第27号）

この訓令は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成27年３月31日告示第29号）

この告示は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成29年12月22日告示第96号）

この告示は、平成29年１月１日から施行する。